

6. メーター

1. メーターの設置

使用水量は、市のメーターにより計量する。
また、メーターの位置は、管理者が定める。

(条例第20条)

2. メーターの保管

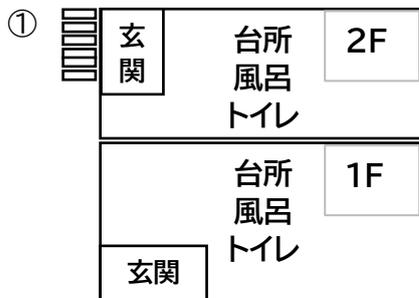
メーターは、市が設置し、水道使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者に保管させる。

(条例第21条)

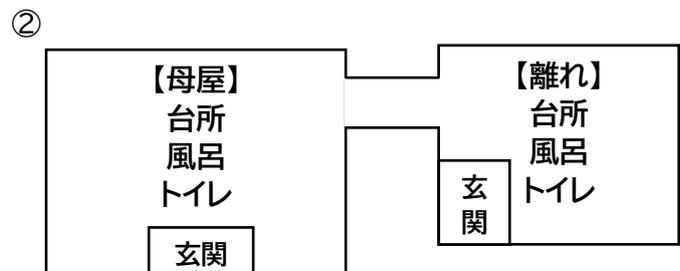
3. メーターの設置基準

- (1) 1給水装置には、1個のメーター設置とする。(用途が違う場合等)
- (2) 同一敷地内に同所有者の離れ家があり、その離れ家が独立した構造(専用の入口・トイレ・台所・浴室を備えている。)の場合は、それぞれにメーターを設置する。
- (3) 建築物の入口が共用される構造で2世帯以上が恒久的に独立して生活することが可能な場合は、世帯ごとにメーターを設置する。
- (4) 共同住宅等で散水栓等を共用する場合は、世帯ごとにメーターを設置するほか、共用部分にもメーターを設置する。
- (5) 同一敷地内で同じ目的に使用されるものについては、建築物の棟数に関係なく1個のメーターを設置する。(学校、病院、工場等)
- (6) 併用式給水で共同住宅の場合、直結式給水部分は世帯ごとにメーターを設置し、受水槽式給水部分にも、メーターを1個設置する

形態別メーター取付方法



- ①メーター2個(2世帯扱い)
・外玄関があり完全に独立している



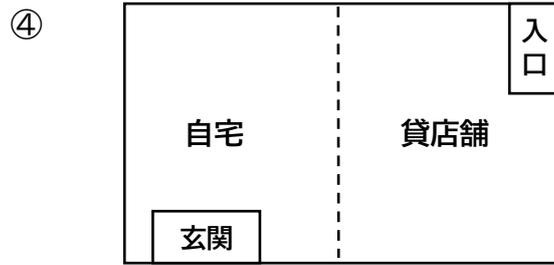
- ②メーター2個(2世帯扱い)
・通路があるが玄関が2箇所



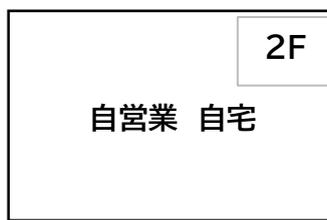
同一敷地内で生活を供する建物



③メーター1個(離れが2柱まで)
・離れが3柱以上はメーター2個



④メーター2個(用途別扱い)
・建物1棟で用途、出入り口が異なる



⑤ メーター1個(1世帯扱い)
・外階段があり、1F貸家の場合メーター2個

4. メーターの設置位置

給水装置の分岐地点に近く、官民境界から2.0m 以内に設置(地付け)とするが以下の点に留意すること。

- (1) メーターの検針及び取替作業等、維持管理に支障のない場所とする。
- (2) 雨水・汚水等が入らず、常に乾燥する場所とする。
- (3) 日当たりがよく、凍結が生じにくい場所とする。
- (4) 車庫内(シャッター付き)・駐車場で車の下になるような場所・車の出入りする通路・ゴミ置場・庭園・花壇等には設置しない。
- (5) 当該建物の敷地内に設置する。

5. メーターの設置方法

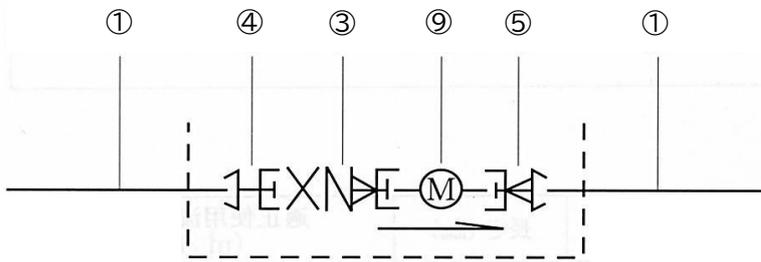
- (1)メーターの設置にあたっては、メーターに表示されている流水方向の矢印を確認し、メーターきょうの中央に水平に取付け、計量に支障を生じないようにする。
- (2)逆止弁付ボール止水栓は、メーターの上流側に設置する。
- (3)メーターきょう内に設置する逆止弁付ボール止水栓は、水平に取付けし、伸縮継手を取付け基準位置で伸縮ナットをしめつける。

メーターの設置は、「6.のメーター前後の標準配管」に基づき施工する。

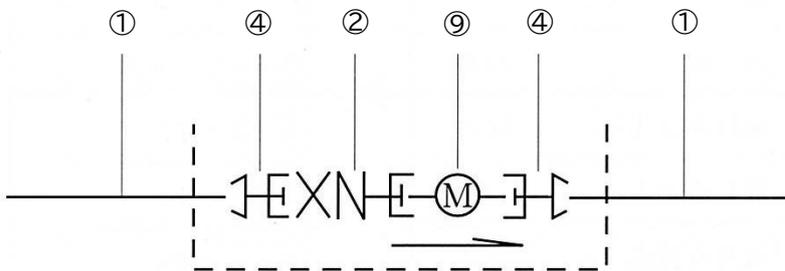
6. メーター前後の標準配管

使用材料表

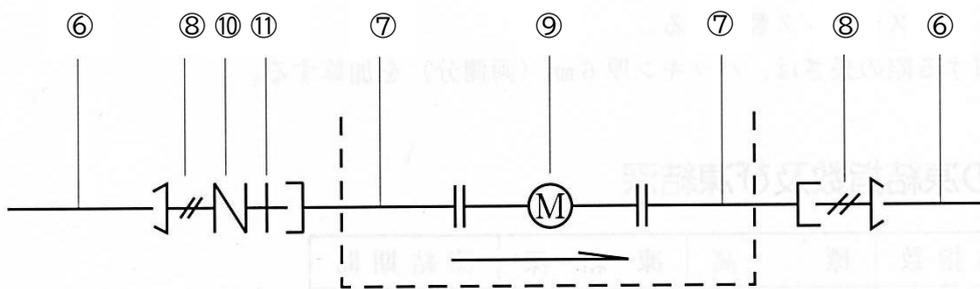
(1) 口径 13mm



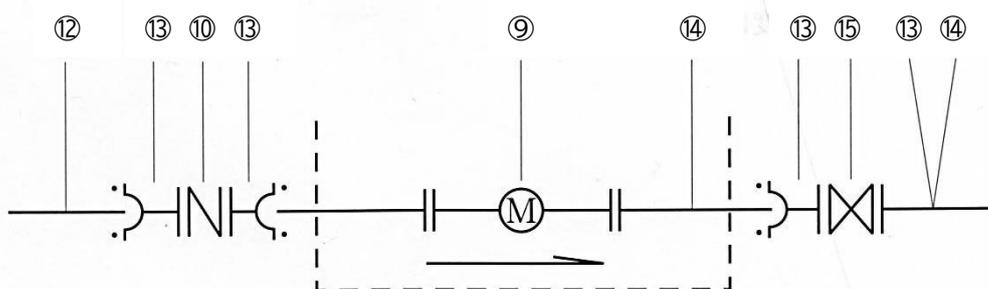
(2) 口径 20mm~40mm まで



(3) 口径 50mm



(4) 口径 75mm 以上



①	φ20~40mm ポリエチレン管(2層管)
②	逆止弁付 ボール止水栓(伸縮・レバー式)
③	逆止弁付ボール止水栓 (φ20×13mm)
④	ポリエチレン管金属継手メー ター用ソケット
⑤	ポリエチレン管金属継手 メーター用ソケット(φ20 ×13mm)
⑥	φ50mm ポリエチレン管(2層管)
⑦	特殊短管2号(メーター用)
⑧	ポリエチレン管金属継手おねじ 付ソケット
⑨	メーター
⑩	逆止弁(リフト・スイング型)
⑪	ニップル(管端防食継手)
⑫	ダクタイル鋳鉄管
⑬	短管1号(E粉体)(特殊押輪)
⑭	短管2号(E粉体)
⑮	仕切弁(ソフトシール)

7. メーターの選定

メーターは、給水装置の使用実態を考慮して、適正な口径型式のものを次により選択し使用する。

1. メーターの仕様

口径 (mm)	型 式	長さ (mm)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)
13	接続流羽根車式(直読式)	165	0.10 ~ 1.0
20	接続流羽根車式(直読式)	190	0.20 ~ 1.6
25	接続流羽根車式(直読式)	225	0.23 ~ 2.5
30	接続流羽根車式(直読式)	230	0.40 ~ 4.0
40	たて型軸流羽根車式(液封直読式)	245	0.40 ~ 6.5
50	たて型軸流羽根車式(液封直読式)	560	1.25 ~ 17
75	たて型軸流羽根車式(液封直読式)	630	2.50 ~ 27.5
100	たて型軸流羽根車式(液封直読式)	750	4.00 ~ 44
150	電 磁 式	1000	2.50 ~ 500

※ メーター用パッキンは、水道用ゴム(NBR)を使用する。
 φ50~100 については耳付とする。
 ボルト・ナットは、ステンレス製とする。
 メーターを設置する際の長さは、パッキン厚6mm(両側分)を加算する。

8. 福島市の凍結指数及び凍結深

観測所	凍結指数	標高	凍結深	凍結期間
福 島	61	67	25	44
平 野	82	102	29	54

・凍結防止のため、給水管の埋設深度は40cm 以上とする。

9. メーターきょうの設置

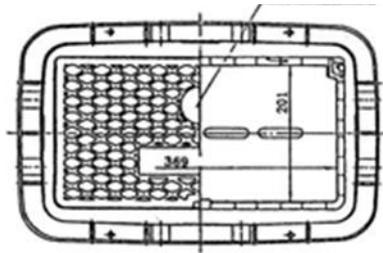
- (1) メーターきょうは、耐寒製メーターきょう(FRP)とし、必ず底板(受板)と1組で使用し、メーターが適正に収まるよう据え付ける。
- (2) メーターきょうは、メーターの口径に適合し管理が容易にできるように設置する。
- (3) メーターきょうの上部は、仕上り面と同一の高さとする。
- (4) 口径50mm以上のメーターきょうは、FRP(小窓付)又はコンクリート打設とし、枠については鋳鉄製(FCD)の小窓付とする。
- (5) メーターきょうの裏には標示板(白)を取付けし、種別ごと記入欄に黒文字で記入する。

標 示 板

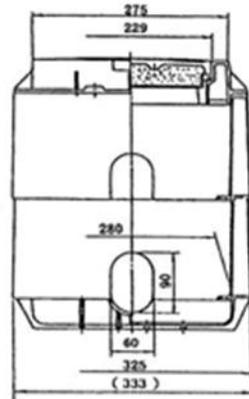
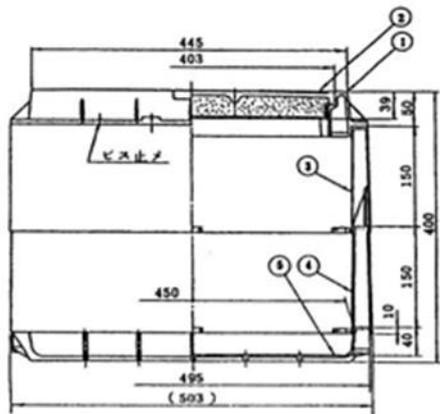
部 屋 番 号	棟 階		号 室
施 工 年 月 日		年	月 日
施 工 業 者 名			
連 絡 先 T E L			

10. メーターきょう

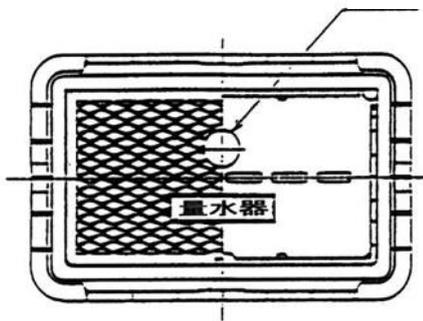
福島市紋章



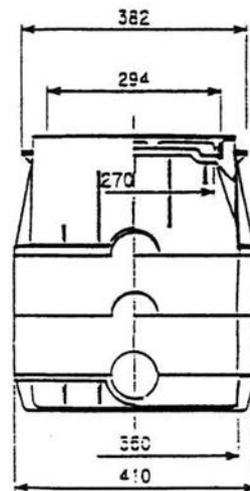
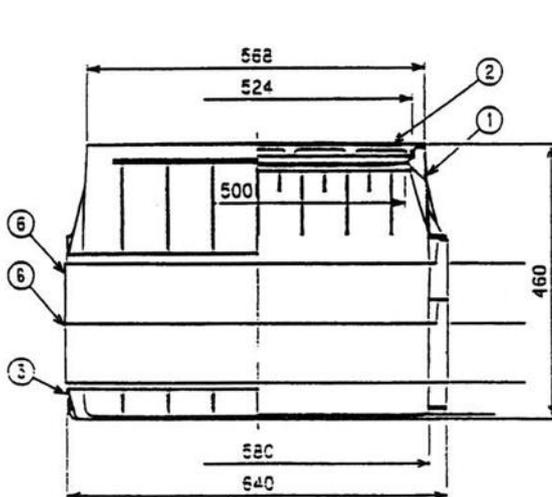
口径13mm~20mmの
メーターきょう(中)
耐寒型樹脂製(FRP)



福島市紋章

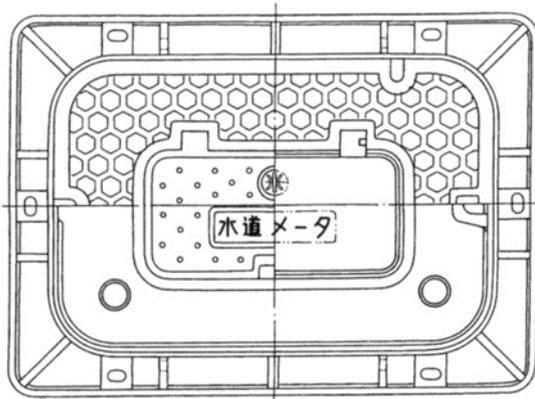


口径25mm~40mmの
メーターきょう(大)
耐寒型樹脂製(FRP)

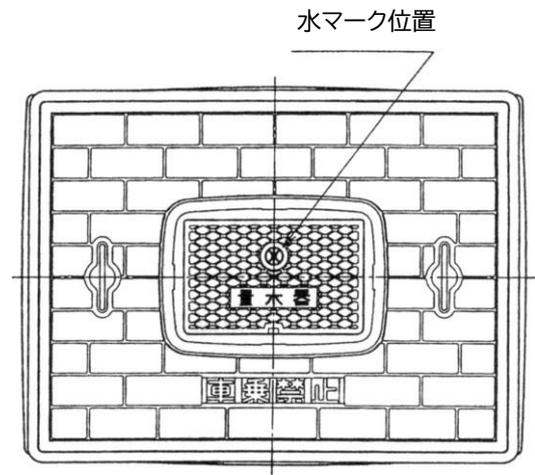


口径50mm 以上のメーターきょう

鑄鉄製検針用小窓付



FRP 製検針用小窓付



口径50mm 以上のメーターきょうの据え付け

